

始良市公告第 19 号

始良市加治木・蒲生総合支所庁舎建設基本計画策定等支援業務について、
公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

平成 31 年 4 月 10 日

始良市長 湯元 敏浩



1 業務委託の概要

- (1) 業務名 始良市加治木・蒲生総合支所庁舎建設基本計画策定等支援業務
- (2) 業務の目的

本業務は、加治木庁舎及び蒲生庁舎（以下「市庁舎」という。）の建設に当たって、関係する市の上位計画を踏まえ、それぞれの地域性や市庁舎の現状把握及び分析を行い、市民ワークショップ等で得られた意見等も参考にしながら、必要となる機能や規模、建設計画に関する考え方等の検討を行い、市庁舎の基本設計に反映すべき事項等に関する方針を示すための基本計画の策定を総合的に支援することを目的とする。

- (3) 業務内容 別紙「始良市加治木・蒲生総合支所庁舎建設基本計画策定等支援業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日の翌日から 2020 年 8 月 31 日まで
- (5) 契約限度額 12,700,000 円（消費税及び地方消費税含む）

2 参加資格

本提案に参加する者（以下「参加者」という。）は、次のいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表とする共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。当該要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書の提出時点において満たしておくこと。

(1) 参加資格

ア 平成 21 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積 2,000 平方メートル以上の公共施設の建設に係る基本計画策定に関する業務を履行した実績を有すること。

イ 平成 21 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注した各種計画策定に関して、住民参加によるワークショップの企画及び運営等の業務を履行した実績を有すること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。

エ 始良市建設工事等有資格者の指名停止に関する要領（平成 22 年訓令第

56 号) (以下「指名停止要領」という。) による指名停止の措置を受けていないこと。

オ 前項に掲げる指名停止要領別表第 1 各号及び別表第 2 各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

カ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない(更生手続き開始の決定を受けた者を除く。) こと。

キ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない(再生手続き開始の決定を受けた者を除く。) こと。

ク 国税(法人の場合は法人税及び消費税、個人の場合は所得税及び消費税) に滞納がないこと。

※参加者(共同企業体である場合はその構成員の全て) は、所管税務署等が発行する納税証明書の原本を提出すること。

ケ 始良市暴力団排除条例(平成 24 年 12 月 28 日始良市条例第 33 号) に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

(2) 技術者等の配置

参加者は本業務に関して管理技術者及び担当技術者を配置すること。

ア 参加者と直接的雇用関係を有する管理技術者を 1 人配置すること。

イ 管理技術者は、一級建築士の資格を有する者とする。

ウ 管理技術者は、平成 21 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積 2,000 平方メートル以上の公共施設の建設に係る基本計画策定に関する業務を履行した実績を有すること。

エ 本業務遂行にあたり必要と考える担当技術者を配置すること。

オ 担当技術者のうち 1 人以上は、平成 21 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注した各種計画策定に関して、住民参加によるワークショップの企画及び運営等の業務を履行した実績を有すること。

カ 管理技術者を除く担当技術者については、協力者(協力事務所)を加えることができる。

(3) 共同企業体の資格

ア 共同企業体の構成員の数は 2 又は 3 者とする。

イ 構成員の全てが(1)ウからケの資格を満たす者であること。

ウ 代表者は、共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有していること。

エ 構成員は、他の構成員を兼ねることはできない。

3 事務局

〒899-5492 始良市宮島町 25 番地

始良市役所 総務部 行政管理課 庁舎建設係

TEL 0995-66-3075 (直通) FAX 0995-65-7112

E-mail tyosha@city.aira.lg.jp

4 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公告	2019 年 4 月 10 日
参加表明書の提出期間	2019 年 4 月 10 日～2019 年 4 月 25 日
質問受付期間	2019 年 4 月 10 日～2019 年 4 月 17 日
質問回答日	2019 年 4 月 19 日
企画提案提出要請書（参加資格審査通知）の通知	2019 年 5 月 9 日
企画提案書等の提出期限	2019 年 5 月 24 日
プレゼンテーション及び ヒアリングの実施	2019 年 5 月 30 日
特定結果の通知	2019 年 6 月 3 日
契約	2019 年 6 月中旬

※ その他詳細は、「始良市加治木・蒲生総合支所庁舎建設基本計画策定等支援業務委託プロポーザル実施要領」を参照のこと。